

これまでの研究不正の状況やガイドライン策定後の社会変化や研究活動の多様化を踏まえ、これまでの取組と今後の進め方について整理しましたので、研究活動における不正行為の防止に向けて、改めて御理解、御協力をお願いします。

4 文科科第 8 2 号  
令和 4 年 5 月 9 日

文部科学省の予算の配分又は措置により  
研究を実施する研究機関の長

文部科学省科学技術・学術政策局長  
千原由幸

#### 研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しています。

ガイドラインの施行から 7 年が経過し、ガイドラインの適用を受ける全ての研究機関において、研究不正への対応に関する規程・体制の整備が進められるとともに、研究者に対する定期的な研究倫理教育が実施されるなど、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

しかしながら、これまでの研究不正については①責任著者などの確認不足により、特定の研究者が長期間に多くの論文等で不正行為を行うこと、②研究公正に関する知識・理解不足から不正行為に繋がること、③特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為（二重投稿、オーサーシップ）の不正認定が増えていることなどが発生している状況です。

なお、ガイドライン策定後に社会変化や研究活動の多様化などから、これまでは顕在化しにくかった、研究スキル売買での不適切なオーサーシップなどの課題も出てきているところです。

これらを受けて、文部科学省では、科学技術・学術政策局に設置した「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の助言を踏まえ、これまでの取組と今後の進め方について別添のとおり整理しましたので、御留意願います。

研究機関の長においては、所属する研究者に対して、本通知の内容を周知するとともに、研究活動における不正行為及び不適切な行為の防止を徹底するようお願いします。

## 1. 特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）について

ガイドラインでは特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）が定義されており、特定不正行為が認定された場合には、競争的資金等の応募制限が掛かります。2015年4月以降に文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して特定不正行為が認定・公表された事案は70件で年平均10件となっております（令和4年3月31日時点）。研究不正の主な発生要因は、研究不正への理解不足、責任著者の確認不足により特定の研究者が多くの不正を行うなどが挙げられます。

特に責任著者の確認不足により特定の研究者が多くの不正を行っている点については、令和3年8月20日に文部科学省より「研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知）」（3文科科第199号、URL：[https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt\\_kiban02-100000300\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kiban02-100000300_2.pdf)）において、「競争的研究費の応募制限措置の考え方」のうち、特に悪質な者に該当する者の考え方及び不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者の責任の考え方を整理し通知しているところです。

研究機関におかれましては、引き続きガイドラインに基づく規程整備や研究倫理教育の体制整備など適切な取組とともに、文部科学省で公表している研究活動における不正事案などを参考に研究不正の発生要因などを分析し、研究不正の発生しにくい環境の整備に努めていただくようお願いします。

## 2. 特定不正行為以外の不正行為（二重投稿・不適切なオーサーシップ）について

近年、特定不正行為以外にも研究活動における不正行為として二重投稿や不適切なオーサーシップが認識されるようになってきています。

ガイドラインにおいて、「具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」となっております。研究機関における不正調査において二重投稿や不適切なオーサーシップに関して、研究機関の規程に基づき不正認定される事案が発生しております。

令和2年度に実施した文部科学省の委託調査結果や履行状況調査（チェックリスト）でも二重投稿や不適切なオーサーシップに関する定義や規定化されている状況も見られることから、研究機関の研究者におかれましては、所属される学協会や学会連合などの科学コミュニティでの取組を推進し、対応方針が示されることを願います。

また、研究機関におかれましては、研究者による当該取組により示された対応方針なども踏まえて、二重投稿や不適切なオーサーシップに関する定義や規定化について、御検討のうえ、

整備いただくようお願いします。

文部科学省としては、その状況についてフォローアップを行う予定です。

### 3. 研究倫理教育について

研究機関では、ガイドラインを踏まえた研究倫理教育責任者の配置や所属する研究者への研究倫理教育の取組が進んでいるところですが、令和2年度に実施した委託調査結果から、先行研究等からの適切な引用をまったく行わない、指導教員による研究ノート（実験ノート）の確認をしないなど、研究公正の対応が不十分な者が見られます。また、指導教員から研究公正に関する指導を受けたことが無いと回答する学生も一定数見受けられました。

研究倫理教育は、ただ実施するだけではなく、実効性を上げることが重要と考えられます。

研究機関におかれましては、実効性を上げるために研究倫理教育に様々な取組が行われていると思いますが、上記の実態を踏まえ、これまでの研究倫理教育の状況把握と効果分析を行っていただき、実効性を上げるための一層の取組をお願いします。また、これから研究者を目指す学生への研究倫理教育についても同様の取組をお願いします。

参考までに、文部科学省では研究機関における研究倫理教育を支援するため、科学技術振興機構と連携し、研究倫理教育の実効性を向上させるための双方向型研究倫理教育モデルの開発を行っています。

(添付資料)

- ・研究活動における不正行為・不適切な行為の防止について

(担当)

科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

吉田、大口

電話：03-5253-4111（内線 3874）

E-mail：[jinken@mext.go.jp](mailto:jinken@mext.go.jp)